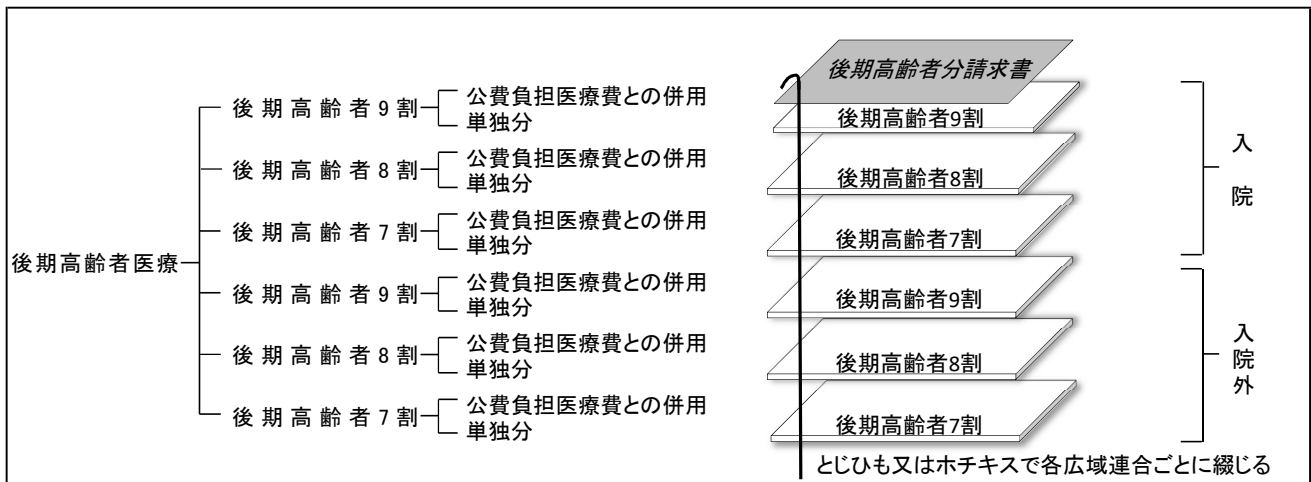
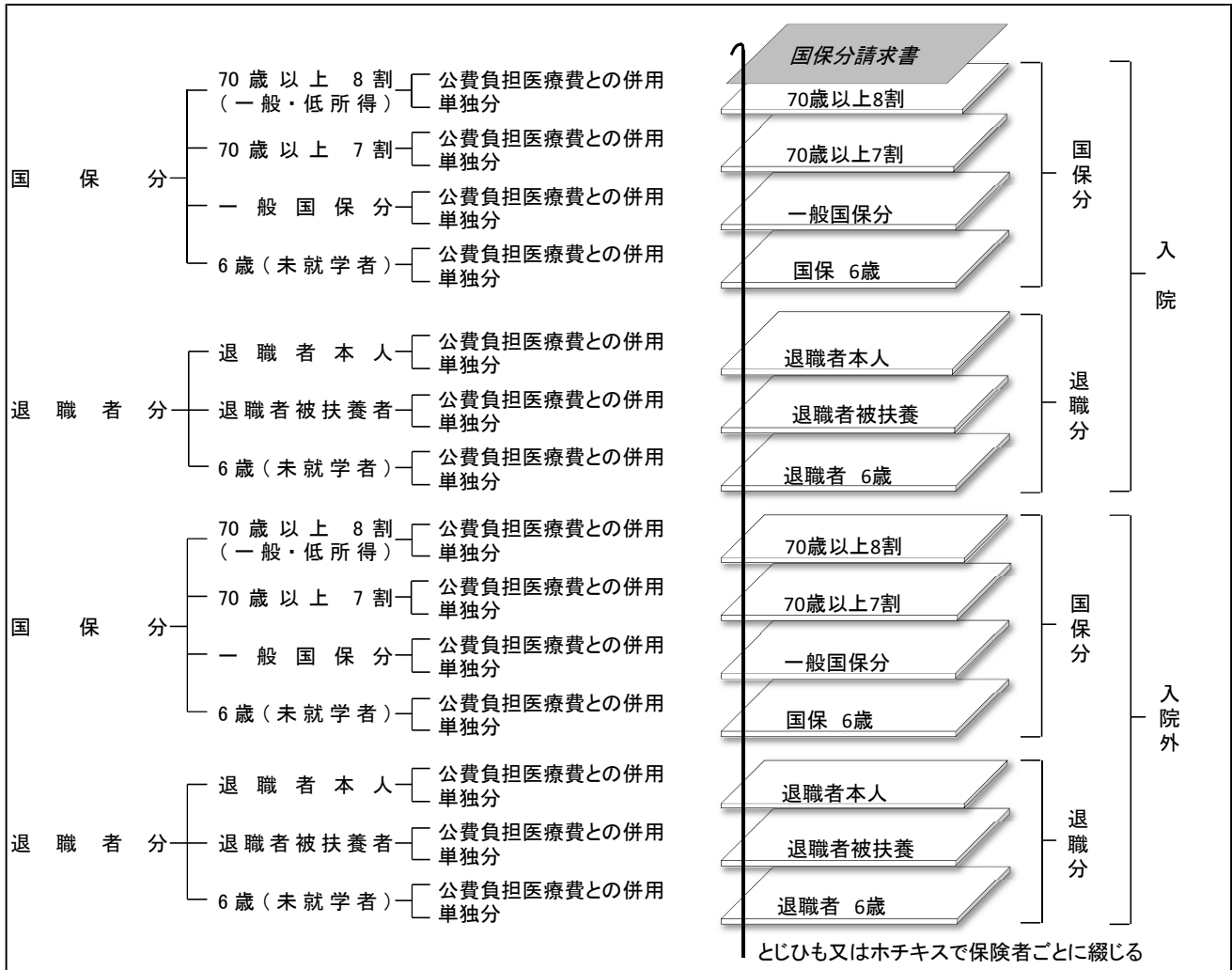


診療報酬請求書及び明細書の編てつについて(医科・歯科)

国保・退職者分の請求書及び明細書は保険者ごとに入院・入院外別に、また、後期高齢者医療分の請求書及び明細書については後期高齢者医療広域連合ごとに入院・入院外別に、下図示のとおり編てつしてください。



【留意事項】
 ※編てつする際は、他保険者(他都府県広域連合)の混入に十分注意してください。
 ※件数の多い保険者(各広域連合)については、3cm程度の厚さごとに分けて編綴してください。
 ※ 後期高齢者医療の請求書は、後期高齢者医療に係るレセプトを取り纏めて1部添付してください。
 北海道後期高齢者医療広域連合コード → 「39010004」
 ※レセプトの保険者番号で「39××○○○」で、「××」(県番号)の部分が01以外(道外分)であった場合は別に請求書を添付してください。